

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生に対する 令和5年度 春入学料・前学期（春学期）授業料免除 申請要項 【学部1～4年生・大学院生（私費外国人留学生以外）用】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対して、申請に基づき審査の上、令和5年度春入学料及び前学期・春学期分授業料の一部又は全部を免除します。（入学料免除の対象は、令和5年4月に入学した人のみです。）

予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても、必ずしも減免が実施されるとは限りません。

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯の学生（研究生、科目等履修生等の非正規生を除く。）のうち、下記（1）、（2）のいずれにも該当する人。

ただし、学部生のうち「**高等教育の修学支援新制度（以降「修学支援新制度」という。）**」の対象となり得る人は、**修学支援新制度にも申請することを要件とします。正当な理由なく修学支援新制度に申請しない人については、本授業料免除の選考の対象としません。**

※全学年の学生が対象です。学業要件はありません。

※既に他の授業料免除制度に申請している人も、今回の授業料免除に申請可能です。この場合、各制度による判定結果のうち、最も有利な判定結果が適用されます。

※既に令和5年度春入学料、前学期・春学期分授業料を納入済みの方も申請可能です。

（1）下記①、②のいずれかに該当する人。

- ①国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を対象として実施する公的支援^{注1}を、申請者又は生計維持者^{注2}が受給している（受給したことがある）こと
- ②申請者又は生計維持者の新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の所得に基づき推算した年間所得^{注3}が、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年（それぞれ1～12ヶ月分）のいずれかの所得と比較し、1/2以下となっていること（ただし、元々住民税が課税されていない申請者（独立生計者を除く）又は生計維持者のアルバイト収入等の半減は対象外）

（注1）「公的支援」として認められる例は下記 URL（日本学生支援機構 HP）にてご確認ください。「特別定額給付金」や「学生支援緊急給付金」は含まれません。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

（注2）生計維持者の考え方は2ページを参照ください。

（注3）直近3ヶ月分の所得を4倍して算出した金額により審査します。

（2）申請者及び生計維持者の市町村民税所得割に準ずる額の合計額（事由発生後の所得に基づき推算した年間収入の見込額に基づき、地方税法の考え方をういて算定した額）が、本学の通常の授業料免除の家計基準内であること（大学で確認するため、申請者が確認する必要はありません。）

【注意】 次のいずれかに該当する人については、選考の対象としません。

- ・申請書類の提出後、大学から別途書類の追加提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人
- ・過去に本学において停学（3ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けた人
- ・過去に本学で入学料又は授業料が減免され、偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明し、免除が取り消された人

生計維持者の考え方について

父母がいる場合は、原則として**父母（2名）**が「生計維持者」となります。

その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合（「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。）	父又は母（1名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1名）
社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1名）

生計維持者の考え方については下記HPもご参考ください。

○日本学生支援機構HP「生計維持者について」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>

ただし、大学院生等で、主として申請者又は配偶者の収入のみにより生計を立てている人は、要件を満たす場合に限り申請者を「**独立生計者**」とみなし、その場合の生計維持者の考え方は以下のとおりとします。

「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持^(注)し、以下①～③全てを満たすこと

- ①所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
- ②父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
- ③申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

(注) 申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなしません。
申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

- ・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者を税扶養している場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者に税扶養されている場合 → 配偶者が生計維持者（1名）
- ・申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）

2. 免除金額

免除申請の結果、許可された場合は春入学料、前学期・春学期授業料の「全額」、「2 / 3」又は「1 / 3」が免除されます。（入学料、授業料納入済の人が授業料の減免対象となった場合、入金済の入学料、授業料のうち、減免相当額を返還します。）

3. 申請手続

〈申請書類〉

4 ページ～6 ページに記載の書類を提出してください。

<申請期間・申請方法>

以下のとおり、期限までに申請書類一式を申請場所へ提出してください。

複数の免除制度に併願する場合は、各制度の申請書類が混在しないよう、クリアファイル・封筒等により制度ごとに申請書類を区分してください。

申請期間	申請方法（申請先）
3月1日（水）～3月31日（金） （土日祝日を除く） 各日 8：30～17：00【厳守】 （郵送の場合最終日 17 時必着）	学生支援・社会連携課事務室前のドアポストへ投函※1 又は 郵送※2

※1 任意の封筒に申請書類一式を封入し、投函してください。ドアポストの投函可能時間は、申請期間中の平日の 8 時 30 分から 17 時までです。

※2 郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。

上記期限後にコロナウィルスの影響により家計急変し、支援が必要となった場合は速やかに学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

4. 選考結果の通知

通知予定日：令和 5 年 7 月下旬（予定）

（注）結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

通知方法：学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP (<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>) > 「マイページ」> 「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」> 「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料（入学料）の納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。（ただし、複数の免除制度に申請した方で、ひとつでも判定結果が未確定の制度がある場合は、すべての結果が確定するまで授業料の徴収は猶予されるため、納付方法についての通知は出力されません。）

5. 入学料・授業料の納入

- ・入学料免除申請、授業料免除申請の結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、入学料、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはなりません。
- ・入学料については、納入期限を過ぎると除籍対象者となり、所定の流れを経て除籍になりますので、期限には十分注意してください。
- ・入学料免除、授業料免除を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、入学料、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、入学料、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

6. 免除の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された入学料、授業料（最大 1 年分）の全額を大学が指定する期日までに納入しなければなりません。

- ・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき
- ・退学又は停学（3 ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けたとき

7. その他

- ・授業料等減免に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的を確認するようにしてください。（学生情報ポータル https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）
- ・授業料等減免申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生に対する 春入学料・前学期（春学期）授業料免除 申請書類一覧表

○申請にあたっては、次の一覧表により必要な書類を取揃えて提出してください。

※他の免除制度に併願する場合、重複する書類は申請ごとに各1部提出（1部原本、残りコピー可。余白に「他制度で原本提出済」と記載すること。）してください。

※マイナンバーの提出は不要です。各書類は、マイナンバーが掲載されていないものを提出してください。

提出書類	様式	提出対象者
①入学料・授業料免除申請書類チェック票 (新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変用)	様式 1	申請者全員
②授業料免除申請書 (新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変用)	様式 2	申請者全員
③入学料免除申請書 (新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変用)	様式 2-2	春入学の 新入生のみ
④申請者及び生計維持者に係る申告書	様式 3	申請者全員
⑤申請者及び生計維持者の令和4年度課税証明書又は非課税証明書		申請者全員
⑥家計急変者の所得申告書 及び 家計急変前後の所得を証明する書類 (「確定申告書」、「給与支払証明書」等)	様式 4 様式 8 様式 12	申請者全員
⑦公的支援の受給証明書のコピー		該当者のみ
⑧ひとり親世帯を証明する書類		該当者のみ
⑨独立生計者に関する書類		該当者のみ
⑩海外居住者のための収入申告書及び添付書類		該当者のみ

※上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。

申請書類の配付

申請要項・申請書類は学生支援・社会連携課で配付しますが、学生情報ポータル及び本学ホームページにも掲載していますので、各自でプリントアウトしてご利用ください。

○学生情報ポータル (https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)

○本学ホームページ (https://www.kit.ac.jp/covid-19_summary/covid-19_keizaisien/kyuhenmenjo/)

提出書類に係る注意事項

④申請者及び生計維持者に係る申告書【様式3】

申請者、生計維持者の収入等に関する情報をご記入ください。（※生計維持者の考え方については2ページをご確認ください。）

⑤申請者及び生計維持者の令和4年度課税証明書又は非課税証明書

必ず下記項目が全て記載された令和4年度課税証明書（2021年1月～12月分の所得に係る証明書）を提出してください。住民税が課税されていない人は、課税証明書に代えて非課税証明書を提出してください。（父母がいる世帯の場合、本人、父、母の3人の課税証明書又は非課税証明書が必要です。）

- ・市町村民税所得割の金額
- ・給与・給与外所得別の所得金額
- ・所得控除（障害者控除、寡婦(夫)・ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除）適用の有無が分かること

⑥家計急変者の所得申告書〔様式 4〕 及び 家計急変前後の所得を証明する書類

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した申請者又は生計維持者の所得について、「家計急変者の所得申告書〔様式 4〕」により申告するとともに、下記のとおり、家計急変前後の所得を証明する書類を提出してください。

所得は正直に申告してください。後日、申告期間に対する所得（課税）証明書の提出を求める場合があります。

○家計急変前後の所得を証明する書類について

所得の種類別に、下記（1）及び（2）の証明書類を提出してください。家計急変時期の前年（令和元年、令和2年、令和3年又は令和4年）から変更が無い所得については省略可能です。（ただし、申告書には記載必要。）

（1）家計急変時期の前年の所得を証明する書類

家計急変時期		証明書
令和2年に家計急変した場合 (令和元年分の所得証明が必要)	給与収入・事業所得・公的年金収入・その他の収入	・令和2年度課税証明書 ※2つ以上の給与所得、事業所得がある人は、勤務先、事業所ごとの所得額の確認のため、上記書類に加え、令和元年分源泉徴収票又は令和元年分確定申告書のコピーを提出してください。
令和3年に家計急変した場合 (令和2年分の所得証明が必要)	給与収入・事業所得・公的年金収入・その他の収入	・令和3年度課税証明書 ※2つ以上の給与所得、事業所得がある人は、勤務先、事業所ごとの所得額の確認のため、上記書類に加え、令和2年分源泉徴収票又は令和2年分確定申告書のコピーを提出してください。
令和4年に家計急変した場合 (令和3年分の所得証明が必要)	給与収入・事業所得・公的年金収入・その他の収入	・令和4年度課税証明書 ^(注) ※2つ以上の給与所得、事業所得がある人は、勤務先、事業所ごとの所得額の確認のため、上記書類に加え、令和3年分源泉徴収票又は令和3年分確定申告書のコピーを提出してください。
令和5年に家計急変した場合 (令和4年分の所得証明が必要)	給与収入	・令和4年分源泉徴収票のコピー ※2つ以上の給与所得がある人は、全ての勤務先のものを出してください。
	事業所得・その他の収入	・令和4年分確定申告書のコピー
	公的年金収入	・令和4年分公的年金の源泉徴収票のコピー（遺族年金、障害年金等、課税対象でない年金に関する証明書は不要）

(注) 令和4年度課税証明書は1部のみ提出で構いません。(家計急変時期の所得を証明する書類として別途提出する必要はありません。)

（2）家計急変後の所得を証明する書類

所得の種類	証明書
給与収入	・直近3ヶ月分の給与明細書のコピー 又は 給与支払証明書〔様式8〕 ※退職により、家計急変後現在までの給与所得が0円の場合は、上記書類に代えて、退職を証明する書類を提出してください。(退職証明書、退職日が記載された源泉徴収票や雇用保険受給資格証のコピー等) ※休職等により給与支給が0円で、給与明細書のコピーが提出できない月がある場合は、「給与支払証明書〔様式8〕」により、給与支払先より当該月の所得が0円である証明を受けてください。
事業所得	下記の書類 (いずれも) ・自営業者等の所得申告書〔様式12〕

	・直近3ヶ月分の帳簿のコピー
公的年金収入	最新の年金振込通知書又は年金改定通知書のコピー (遺族年金、障害年金等、課税対象でない年金に関する証明書は不要) 家計急変時期の前年(令和元年、令和2年、令和3年又は令和4年)から変更が無い場合は省略可能です。
その他の収入	その他課税対象となる所得がある人は、年間所得を証明する書類 家計急変時期の前年(令和元年、令和2年、令和3年又は令和4年)から変更が無い場合は省略可能です。

⑦公的支援の受給証明書のコピー《該当者のみ》

国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を対象として実施する公的支援を受給している場合、当該支援の受給証明書のコピー(公的支援制度名、受給者氏名が分かる箇所)をご提出ください。(申請者又は生計維持者が受給する公的支援に限ります。)

※「公的支援」として認められる例は下記 URL (日本学生支援機構 HP) にてご確認ください。

「特別定額給付金」や「学生支援緊急給付金」は含まれません。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

⑧ひとり親世帯を証明する書類《該当者のみ》

生計維持者が父又は母のみの場合、下記のいずれかの書類を提出してください。ただし、「⑤申請者及び生計維持者の課税証明書」で「寡婦(夫)・ひとり親控除」の適用が確認できる場合、書類は提出不要です。

- ・戸籍謄本(抄本) ・児童扶養手当受給証明書(写)
- ・住民票(死亡日記載) ・遺族年金振込通知(写)
- ・離婚調停中の場合、裁判所による係属証明書等、離婚調停中であることを証明する書類

⑨独立生計者に係る書類《該当者のみ》

大学院生等で、独立生計者として申請する場合、下記の書類を提出してください。

- ・申請者の世帯の住民票(申請者及び配偶者が記載されており、申請者又は配偶者が世帯主であることが確認できるもの。)
- ・申請者又は配偶者が保険者となっている健康保険証のコピー(申請者及び配偶者の物)

ただし、提出された申請者又は配偶者の課税証明書を確認した結果、申請者又は配偶者が各々の父母の税法上の扶養に入っている可能性があると思われる場合には、申請者又は配偶者の父母の源泉徴収票の写し等、別途追加書類の提出を求められることがあります。(※独立生計者の要件については2ページをご確認ください。)

⑩海外居住者のための収入申告書及び添付書類《該当者のみ》

令和4年1月1日時点で生計維持者が海外に居住している場合、生計維持者の所得証明書類や世帯状況に関する証明書類の提出が必要です。該当者は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係(shogaku@jim.kit.ac.jp)までメールでご連絡ください。個別に必要書類を連絡します。

<問合せ先・提出先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地 京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係
Tel 075 (724) 7143/7150 (土日及び祝日を除く 8:30~17:00) / E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。